

株式会社四日市市生活環境公社

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画 2024～2029

男女ともに職員が、その能力を發揮し、仕事と家庭の両立ができ、働きやすい職場環境づくりを進めるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2024(令和6)年9月1日～2029(令和11)年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、子の看護休暇、育児休業中の待遇など、出産や育児に関する各種制度の周知をおこなうとともに、個別相談において各種制度の情報提供や手続き案内などをおこなう。

<対策>

- 2024年9月～ ○ 職員本人や職員の配偶者の出産(予定)に応じ、個別相談において各種制度の情報提供や手続き案内などをおこなう。
- 2025年1月～ ○ 一般事業主行動計画、各種制度の概要や手続き案内などをまとめたパンフレットを各職場に配置する。
- 2025年9月～ ○ 毎年9月に一般事業主行動計画とパンフレットを各職場に通知して、職場配置のものと差し替える。

目標2：仕事と家庭の両立ができ、働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、職員募集にあたって生理休暇、出産や育児に関する各種制度を情報提供し、全職員に対する女性の割合1割以上を目標とする。

<対策>

- 2024年9月～ ○ 職員募集では、生理休暇、出産や育児に関する各種制度を情報提供する。
 - 職員からの要望に応じ、公社の経営を勘案のうえ、仕事と家庭の両立ができ、働きやすい職場環境づくりを進める。
- 2025年1月～ ○ 職員募集では、各種制度の概要や手続き案内などをまとめたパンフレットを配付する。